

## I. 目的

現在、国土交通省では、全国都市再生を図るため、市町村が作成する都市再生整備計画（まちづくり交付金の計画）の区域内において、まちづくり交付金による事業と一体的に実施される都市開発事業（民間都市再生整備事業）について、民間事業者の申請により、民間都市再生整備事業の計画（民間都市再生整備事業計画）の国土交通大臣の認定を行い、認定を受けた民間事業者は（財）民間都市開発推進機構から出資等の金融支援を受けることができることとしています。

しかしながら、地方都市において深刻な経済情勢が続き、地方都市の活性化は政府の喫緊の課題となっており、地方都市の活性化を一層推進するためには、比較的小規模な事業であっても優良な都市開発事業については支援することが必要となっています。

そこで、地方都市の実情に応じた支援が必要であるとの認識の下、民間都市再生整備事業計画の国土交通大臣の認定の申請の要件である民間都市再生整備事業の最低面積の規模の要件を、これまで原則0.5ヘクタールであったところ、来年度（平成20年4月1日）より、地方都市【注】では0.2ヘクタールに引き下げ、民間事業者を一層支援することとします。

このような要件緩和により、地方都市において民間事業者は駅前の再開発ビルや商店街の商業ビル等を施行・改修することが容易となり、地方都市における経済活性化や良好なまち並みの形成といった効果が期待されます。

## II. 内容

以下の要件を充たす民間都市再生整備事業計画を国土交通大臣が認定し、認定を受けた優良な民間都市開発事業に対して、（財）民間都市開発推進機構が出資等の金融支援を行っています。

- ①市町村が作成する都市再生整備計画の区域内
- ②事業区域の面積が政令で定める規模以上
- ③市町村が行うまちづくり交付金による事業と一体的に施行

今回、都市再生特別措置法施行令の一部を改正し、上記②の事業区域の最低面積の規模について、現行では原則0.5ヘクタールであるところ、地方都市において実施される都市開発事業にあつては0.2ヘクタールに緩和します。

【注】地方都市とは以下の区域以外の区域です。

- 1) 首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- 2) 近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- 3) 中部圏の都市整備区域
- 4) 政令指定都市の区域

## III. 政令の施行予定日

この政令は、平成20年4月1日から施行します。